

原子力発第07252号
平成20年2月14日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ伝送に係る当面の
運用変更についての国からの依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年2月14日付けで、緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ伝送の運用に関しまして、経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり依頼がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

平成 20・01・15 原院第 3 号
平成 20 年 2 月 14 日

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



ERSS へのデータ伝送に係る当面の運用変更について（依頼）

Emergency Response Support System (ERSS) へのデータ伝送について、原子力安全・保安院は、別紙（NISA-131a-08-2）のとおり実用発電用原子炉設置者に対して、運用の追加を求めることといたしました。

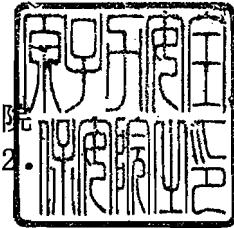
つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするようお願いいたします。

経済産業省

平成 20・01・15 原院第 3 号
平成 20 年 2 月 14 日

ERSS へのデータ伝送に係る当面の運用変更について（依頼）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-131a-08-2



Emergency Response Support System（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送については、現在、原子力発電所緊急時通報連絡高度化システム緊急時伝送システム運用マニュアルをもって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項の規定に基づく通報すべき事象を契機として開始する運用としています。

今般、原子力安全・保安院は、平成19年新潟県中越沖地震での課題を踏まえ、原子力発電所周辺で大規模地震が発生した場合における情報連絡体制の整備の一環として、緊急時に当該発電所の運転情報や放射線モニタ測定値等を迅速かつ確実に収集できるERSSを地震時にも活用していくこととしました。

つきましては、実用発電用原子炉設置者及び独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、新規ERSSのシステムと接続され運用が開始されるまでの期間、上記マニュアルに基づく運用に加え、下記のとおりERSSへのデータ転送を実施することを求めます。

記

1. 原子力発電所が立地する市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合には、当該発電所の設置者は、直ちにERSSへのデータ伝送を開始する。
2. 原子力発電所が立地する道府県において震度6弱以上の地震が発生し、かつ、当院から特に指示があった場合には、当該発電所の設置者は、直ちにERSSへのデータ伝送を開始する。